

緊急時事業継続体制の整備等に関する規則 (平19. 9. 18)

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員が地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）を想定した事業継続体制（BCM：Business Continuity Management）を整備すること等により、会員及び特定業務会員における顧客資産の保護並びに有価証券の売買その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに会員、特定業務会員及び金融商品市場の機能の維持に資することを目的とする。

(事業継続体制の整備)

第 2 条 会員及び特定業務会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。

(「事業継続計画」の策定等)

第 3 条 会員及び特定業務会員は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。

2 前項に規定する「事業継続計画」には、会員及び特定業務会員の立地条件、業務特性及び規模等により、次の各号に掲げる項目を整備しなければならない。

- 1 意思決定及び指揮命令体制の整備及び明確化
- 2 社内連絡体制の整備
- 3 最低限必要な重要な業務の特定等
- 4 重要なデータ等のバックアップ体制の整備
- 5 必要な資源の確保
- 6 顧客への連絡体制の整備
- 7 復旧計画の策定等
- 8 「業務マニュアル」の作成
- 9 関係機関への連絡体制の整備
- 10 災害時における金融に関する措置

3 会員及び特定業務会員は、第 1 項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わなければならない。

4 会員及び特定業務会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。

(緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)

第 4 条 本規則に定める事項のほか、会員及び特定業務会員の緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び具体的な内容は、本協会が別に定める「緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則（平27. 5. 19）

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

（注） 改正条項は次のとおりである。

- （1） 規則の題名を改正。
- （2） 第1条、第2条を改正。
- （3） 第3条第1項、同条第2項本文、同条第3項及び同条第4項を改正。
- （4） 第4条を改正。